

境界標識を抜かないでください

境界標とは、目に見えない境界(土地の界)を現地で示す標識(しるし)です。

境界標は御影石、コンクリート、プラスチックなどの材質でできた杭で頭部に十字や矢印によって筆界点を示すものや、十字や矢印を刻んだ金属プレート、金属鋌などのことです。

境界標の管理

境界標につきましてはご自身で管理をお願いいたします。

土地は代々相続されますので、自分だけが境界を知っているのではなく、第三者にも分かるようにしておくことは、子や孫に対する責任でもあります。

境界標付近で工事をするところがある場合、境界標が移動したり、無くなってしまったりしないように、事前に工事責任者に確認し、元の位置に復元できるようにお願いいたします。

また、耕運機やトラクターなどの農機等で耕作の際は誤って境界標に接触する恐れがありますので破損や紛失しないようお願いいたします。

境界標の取り扱いについて

(境界損壊)

刑法第262条の2 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、5年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

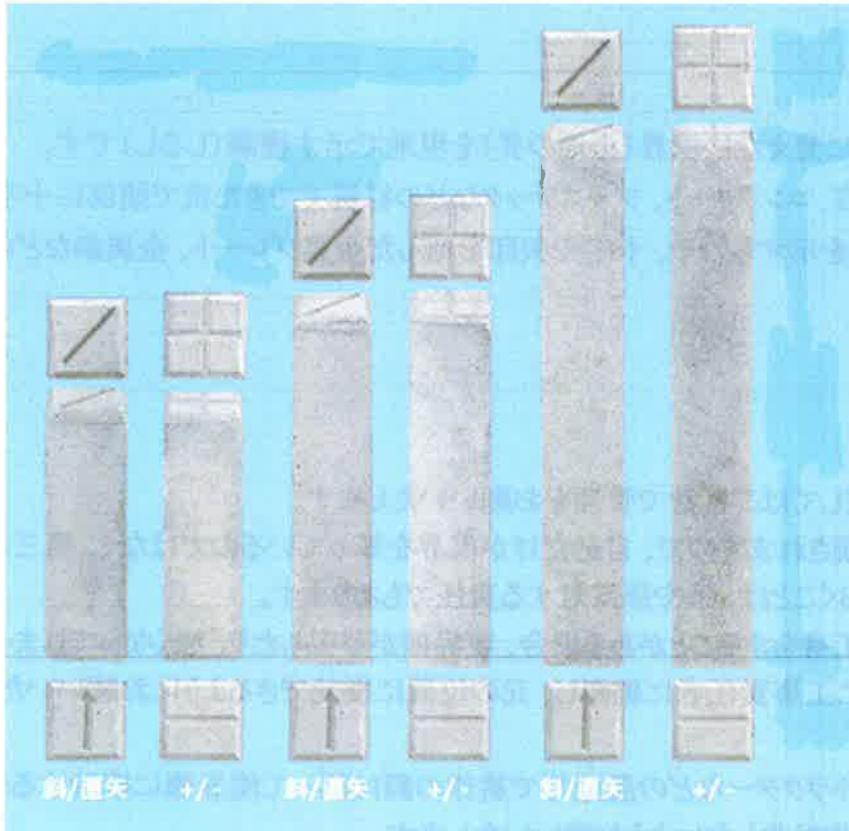
※境界標を損壊、勝手に移動、撤去することは処罰の対象になりますので注意してください

昭和村役場建設課土地調査係
電話 0278-25-3421(直通)
0278-24-5111(代表)

境界標

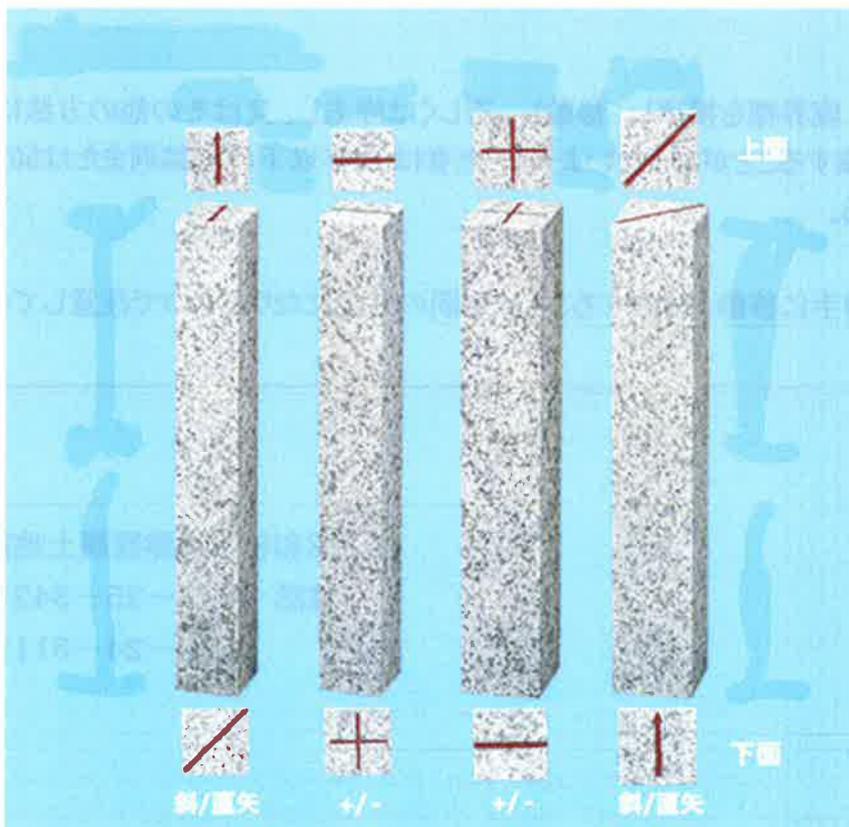
○コンクリート杭

一般的に永続性のある境界標として使用されています。



○石杭

御影石や花崗岩などでできた境界標で美しく堅く最も優れた永続性があります。



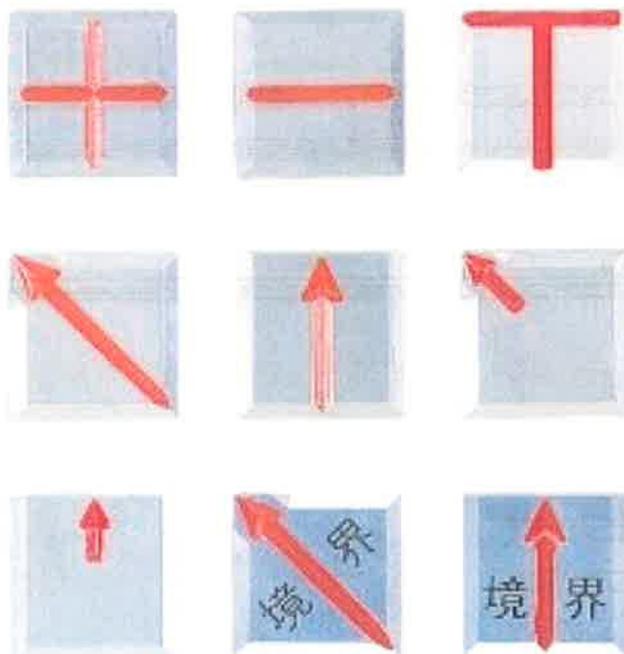
○プラスチック杭

加工が簡単のため、様々な形状のものがあります。軽くて安易に設置することができますが、コンクリート杭や石杭のような永続性はありません。



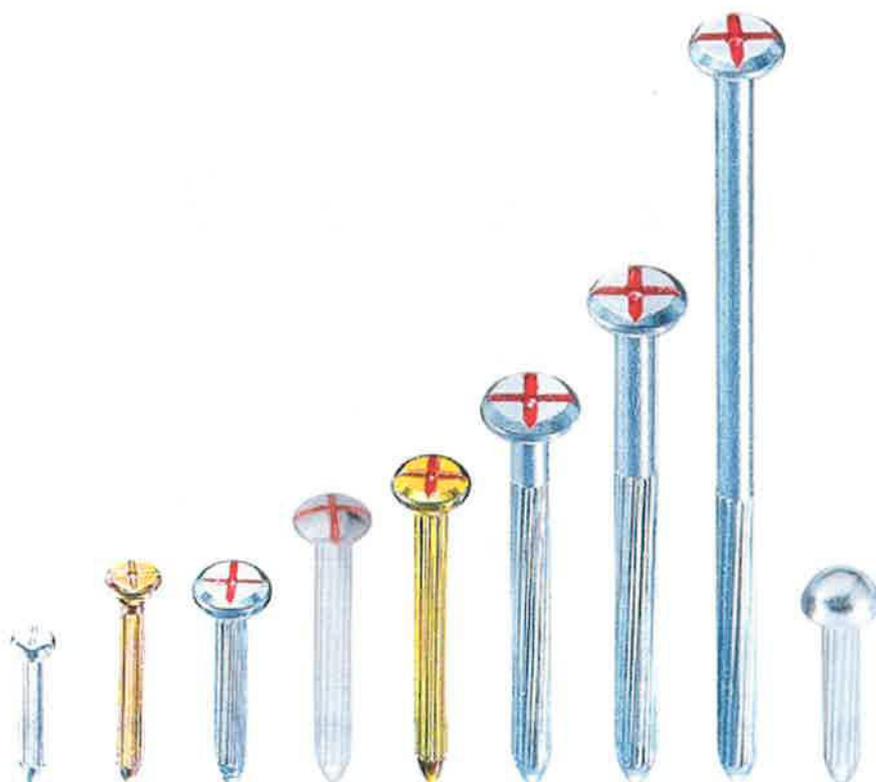
○金属標

真鍮(しんちゆう)、ステンレス又はアルミ等できたプレート状の標識でアンカーピンを設置することで堅牢に設置することができます。



○金属鉚

金属製の境界標でコンクリートやブロックの側壁などにドリルで穴をあけ、金属鉚を打ち込み固定します。



○木杭

サイズは様々ですが1〜2年程度で腐食しますので耐久性に欠けます。仮杭又は一時的な杭として使用します。

